

被災(り災)証明書などの交付申請を受け付け

☎危機管理課 ☎0848・67・6066

豪雨による災害で建物や動産に被害を受けた人からの被災(り災)証明書や被災届出証明書の交付申請を受け付けています。公的支援の申請や保険の請求などにこれらの証明書が必要な場合があります。

①被災(り災)証明書

住宅の被害の程度を証明するものです。市が被害状況を調査し交付します。

②被災届出証明書

住宅以外の家屋(店舗、納屋など)や自動車などの動産の被害を、市に届け出たことを証明するものです。市は被害状況の調査を行いません。

と き 月～金曜日8時30分～17時15分

ところ 市役所本庁、各支所

対 象 ①世帯主や借受人または同一世帯の人②物件の所有者や法人の代表など
 ※代理人が申請する場合は、委任状が必要です。
 用意する物 被災状況が確認できる写真、印鑑
 ※写真はできる限り印刷したものを持参してください。

7月末までに交付申請した人の証明書を交付します
 と き 13日(月)～19日(日)9時～19時
 ところ 交付申請をした場所(市役所本庁・各支所・本郷生涯学習センター)
 用意する物 証明願の写し、本人確認ができる物
 ※代理人の場合は、委任状が必要です。

被災された市民の皆さまに心からお見舞い申し上げます

このたびの豪雨災害でお亡くなりになられた方々のご冥福を心からお祈りしますとともに、ご遺族の皆さまに心からお悔やみ申し上げます。また、被災された多くの方々には心からお見舞い申し上げます。

災害の影響により、一時は市内全域で断水し、一部の地域では電気の供給も停止するなど、市民の皆さまには大変なご苦労とご不便をお掛けしました。ライフラインはほぼ通常の状態に戻りましたが、主要道路における一部通行止め、JRの一部区間運休は続いており、災害の爪痕は思いのほか大きく、復旧・復興への道のりは緒に就いたばかりです。

現在、市としては国や県など関係機関の協力を得ながら、被災者の生活再建に向けて全力を挙げて取り組んでいるところです。住宅の確保や資金面での助成など、各種の支援制度を通じて、日々不安な思いで過ごされている被災者の方々が少しでも早く元の生活に戻れるよう支援を続けていきます。

全国からたくさんの義援金や支援物資をご提供いただき、また、ふるさと納税を通じて多くのご寄付をいただきました。厳しい暑さの中、今も被災地では多くのボランティアの方が復旧作業に汗を流しておられます。ご支援をいただいた全ての皆さまに心から感謝いたします。

三原市が市民の皆さんの笑顔あふれるまちに1日も早く戻れるよう、これからも全力を尽くしてまいります。ともに頑張っていきましょう。

三原市長 天満祥典

平成30年7月豪雨災害の被災者の皆さまへ、主な生活支援制度をお知らせします。詳しくは問い合わせてください。

制度の名称		制度の内容	対 象	金額など		問い合わせ先
見舞金	災害弔慰金	災害により死亡した人の遺族に対して、弔慰金を支給	災害により死亡した人の遺族	主たる生計維持者が死亡	500万円	社会福祉課 ☎0848・67・6058
	災害障害見舞金	災害による負傷・疾病により身体または精神に著しい障害が生じた人に対して、見舞金を支給	災害により障害を受けた人	その他の人が死亡	250万円	
	広島県災害見舞金	災害により居住する住宅に被害を受けた世帯主に対して、見舞金を支給	災害により住宅に被害を受けた世帯	主たる生計維持者	250万円	
	災害見舞金	居住する住宅への床上・床下浸水、土砂の流入・発生があった世帯主に対して、見舞金を支給	災害により住宅に被害を受けた世帯	その他	125万円	
生活再建	被災者生活再建支援金	災害により居住する住宅が全壊または大規模半壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯主に対して、支援金を支給 上記の被害を受けた世帯主が、建物を再建する場合に支援金を追加支給	災害により住宅が全壊、大規模半壊するなどした世帯 ※単身世帯の場合は4分の3の額。	全壊	30万円	
			災害により住宅が全壊、大規模半壊するなどし、住宅を再建する世帯 ※単身世帯の場合は4分の3の額。	半壊	10万円	
	災害援護資金	災害により負傷または住宅や家財に被害を受けた世帯主に対して、生活の再建に必要な資金を貸し付け	災害により被害を受けた世帯主 ※所得制限があります。	半壊に至らない床上浸水・土砂の流入	1万円	
				半壊に至らない床下浸水・土砂の発生	5千円	
				全壊	100万円	
	衛生	緊急し尿汲み取り補助	住宅が浸水し、汲み取り料を支払った人に対して、補助金を支給	汲み取り料を支払った人	半壊などでやむを得ず解体	
医療・福祉		国民健康保険 医療費一部負担金(自己負担)の減免 後期高齢者医療保険 医療費一部負担金(自己負担)の減免 介護保険 介護サービス費自己負担金の減免	①住宅の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をした人 ②主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った人 ③主たる生計維持者の行方が不明な人 ④主たる生計維持者が業務を廃止・休止した人 ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人	大規模半壊	50万円	
				新築または新規購入	200万円	
				補修	100万円	
母子父子寡婦福祉資金貸付金の徴収猶予	災害により被災した母子家庭、父子家庭または寡婦に対して、償還金の支払猶予などの特別措置を講じる	貸し付けを受け、償還している被災した母子家庭、父子家庭または寡婦	賃借(公営住宅以外)	50万円		
就学	就学援助制度	災害により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、就学に必要な学用品費・通学費・修学旅行費などを援助	災害により被害を受けた世帯主	被害の程度に応じる	150万円～350万円	
	緊急採用奨学金制度	災害により家計が急変した生徒・学生に対して、緊急的に奨学金を貸与	災害により被害を受けた世帯主	被害の程度に応じる	150万円～350万円	
	県立高等学校授業料の減免	災害による経済的な理由によって授業料などの納付が困難な県立高等学校の生徒に対して、授業料などを減免	災害により被害を受けた世帯主	被害の程度に応じる	150万円～350万円	
	学用品の給与	災害により教材、文房具、通学用品を失った小・中学生、高校生に対して教材、文房具、通学用品を給与	災害により被害を受けた世帯主	被害の程度に応じる	150万円～350万円	
住宅	応急仮設住宅(民間賃貸住宅借上げ)の提供	災害により住宅が全壊、半壊、一部損壊、床上浸水などの被害を受けた人に、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げて提供	災害により居住していた住宅が使用できない状態にあり、自らの資力で住宅を得ることができない人	全壊	100万円	
	障害物の除去	災害により発生した障害物のため住宅が使用できない状態にある人に対して、居室、台所、玄関などの日常生活で欠くことのできない場所の障害物を市が業者に依頼し除去	災害により住宅が全壊、大規模半壊するなどし、住宅を再建する世帯 ※単身世帯の場合は4分の3の額。	半壊	100万円	
	被災住宅の応急修理	災害により住宅が半壊または大規模半壊の被害を受けた世帯に対して、被災した住宅の居室・台所・トイレなど日常生活に必要不可欠な最小限度の部分、市が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理	災害により被害を受けた世帯主	大規模半壊	50万円	
	災害復興住宅融資	災害により被害が生じた住宅の所有者または居住者に対して、住宅を建設・購入・補修するための資金を優遇金利で融資	災害により被害を受けた世帯主	新築または新規購入	200万円	
	ケーブルテレビ・音声告知端末・その他の機器の交換費用の減免	災害によりケーブルテレビ・音声告知端末・その他の機器の交換が必要になった人に対して、その費用を減免	災害により被害を受けた世帯主	賃借(公営住宅以外)	50万円	

※この情報は7月25日(水)時点のものです。内容などは変更になる場合があります。

	制度の名称	制度の内容	対 象	金額など	問い合わせ先
農林水産	農林漁業者への天災融資制度	被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資	災害により被害を受けた農林漁業者	貸付	日本政策金融公庫広島支店 ☎082・249・9152
	農業者への天災融資制度	農業経営などの維持・復旧に必要な資金を融資	災害により被害を受けた農業者	貸付	三原農業協同組合 ☎0848・63・3436 広島中央農業協同組合 ☎082・423・5945
	農業共済制度	災害による水稻の一定割合以上の減収や家畜の死亡などに対して共済金を支払い	農業共済に加入し、災害などにより被害を受けた農業者・畜産業者	補償	広島県農業共済組合 世羅支所 ☎0847・22・0317
	農林水産業施設災害復旧事業	一定規模以上の被害についての公的な復旧事業を実施	災害により農林水産業施設に被害を受けた農林水産業者	—	農林整備課 ☎0848・67・6185
雇用	雇用保険制度の特別措置（雇用保険失業給付）	災害により事業所が休止・廃止し、一時的に離職した雇用保険加入者に対して、失業給付を支給	災害により被害を受けた事業所に雇用されている雇用保険加入者	給付	ハローワーク三原 ☎0848・64・8609
税・使用料など	県税の徴収猶予・減免	災害による収入の減少など特別な理由によって支払いが困難な人に対して、減免措置を講じる	災害により被害を受けた人・事業所	猶予・減免	東部県税事務所 ☎084・921・1311 尾道分室 ☎0848・25・2011
	市県民税の徴収猶予・減免			猶予・減免	【減免】市民税課 ☎0848・67・6031 【猶予】税制収納課 ☎0848・67・6035
	国民健康保険税の徴収猶予・減免			猶予・減免	
	後期高齢者医療保険料の徴収猶予・減免			猶予・減免	
	介護保険料の徴収猶予・減免			猶予・減免	【減免】資産税課 ☎0848・67・6032 【猶予】税制収納課 ☎0848・67・6035
	固定資産税の徴収猶予・減免			猶予・減免	
	都市計画税の徴収猶予・減免			猶予・減免	水道部管理課 ☎0848・64・2243
	水道料金の徴収猶予・減免			猶予・減免	下水道整備課 ☎0848・67・6049
	下水道使用料の徴収猶予・減免			猶予・減免	農林水産課 ☎0848・67・6077
	漁業集落排水処理施設使用料の徴収猶予・減免			減免	大和支所地域振興課 ☎0847・33・0222
	農業集落排水処理施設使用料の減免			猶予・減免	大和支所地域振興課 ☎0847・33・0222
	小型浄化槽使用料の徴収猶予・減免			猶予・減免	子育て支援課 ☎0848・67・6042
	保育所保育料の徴収猶予・減免			猶予・減免	教育振興課 ☎0848・67・6151
	幼稚園授業料の徴収猶予・減免			減免	建築指導課 ☎0848・67・6122
	建築確認申請の減免			減免	情報推進課 ☎0848・67・6195
ケーブルテレビ使用料の減免	災害により財産に被害を受けた人・事業所（本郷・久井地域に限る） ※その他の地域は三原テレビ放送㈱（☎0848・63・8600）へ問い合わせてください。	減免			
中小企業など	特別相談窓口の設置	災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象として、災害復旧貸付の利用や融資、返済について特別相談窓口を設置	災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者	—	日本政策金融公庫尾道支店 ☎0848・22・6111 三原商工会議所 ☎0848・62・6155 三原臨空商工会 ☎0848・86・2238 商工振興課 ☎0848・67・6072
	災害復旧貸付制度（国民生活事業・中小企業事業）	災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者に対して、事業の復旧のための資金を融資	災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者	【金利】 国民生活事業→基準金利（災害貸付）：1.36% 中小企業事業→基準金利：1.16% 【貸付限度額】 国民生活事業→各種貸付制度限度額に上乗せ3,000万円（代理貸付：1,500万円） 中小企業事業→別枠で1億5,000万円（代理貸付：7,500万円）	（国民生活事業について） 日本政策金融公庫尾道支店 ☎0848・22・6111 （中小企業事業について） 日本政策金融公庫広島支店 ☎082・247・9151
	セーフティネット資金融資（セーフティネット保証第4号）	災害により被害を受け、経営環境の急激な変化により業績が悪化している中小企業が、金融機関から経営の安定に必要な資金の借入れを行う場合、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証を実施	災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者	【経営安定資金】 保証割合：100%保証 保証限度額：【一般保証限度額】無担保8,000万円以内、普通2億円以内＋【別枠保証限度額】無担保8,000万円以内、普通2億円以内	商工振興課 ☎0848・67・6072
	小規模企業共済災害時貸付	災害により被害を受けた小規模企業共済の契約者に対して、災害時貸付の貸付利率の無利子化、措置期間の設定や償還期間の延長など、貸付条件の緩和を実施	災害により被害を受けた小規模企業共済契約者	【貸付条件】 貸付限度額：2,000万円 貸付利率：無利子 貸付期間：貸付金額500万円以下 48カ月、505万円以上72カ月 担保・保証人：不要 借入窓口：商工組合中央金庫本店・支店	中小企業基盤整備機構 共済相談室 ☎050・5541・7171

※この情報は7月25日（水）時点のものです。内容などは変更になる場合があります。